

私立大学、4つのテーマ

東京私大教連中央執行委員会

東京私大教連結成40周年記念シンポジウム第42回首都圏私大研究集会

目次

- 0. 東京私大教連の紹介
- 1. 私大の選別・淘汰をすすめる私大助成政策
- 2. 私大の高学費と私大生の厳しい勉学条件
- 3. 教授会の自治を否定した2014年学校教育法の改悪
- 4. 私大理事会の不祥事と私立学校法改正

O. 東京私大教連の紹介

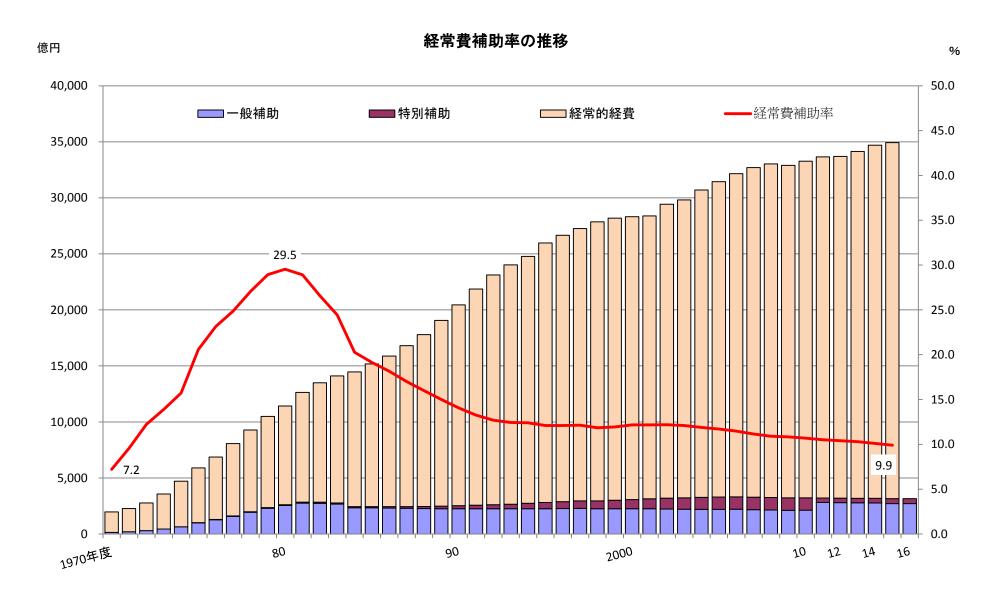
- ○組織名 東京私大教連(東京地区私立大学教職員組合連合)
- 〇代表者 中央執行委員長 野中郁江 (明治大学教授)
- ○組織概況
 - 1都9県(東京、千葉、埼玉、神奈川、群馬、茨城、栃木、山梨、長野、新潟)の短期大学・高専を含む私立大学の教職員組合で構成する連合体。上部団体は日本私大教連(日本私立大学教職員組合連合)。
 - 加盟組合数は2019年11月現在、67組合(59大学・15短大・1高専)、 組織人員は約1万人。

1. 私大の選別・淘汰をすすめる私大助成政策

<私大助成の低下と基盤経費の重点配分化>

- ・経常費補助率は29.5%→9.9% (2015年)へ減少
- 私立学校振興助成法成立時の参議院文教委員会附帯決議 (1970.7.1)
- 一、私立大学に対する国の補助は2分の1以内となっているが、できるだけ速やかに2分の1とするよう努めること。
- 経常費補助(一般補助)に「教育の質に係る客観的指標」を持 ち込む
- 定員割れ・赤字経営私大に対する経常費補助の減額強化 など
- →基盤経費である経常費補助を変質させています

●しぼむ私学振興助成法

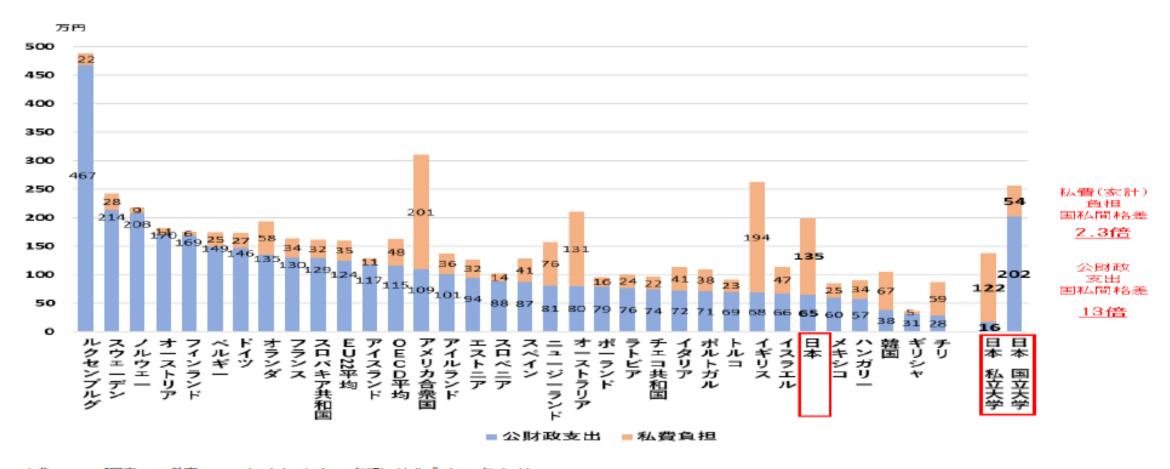


<「私立・国立」同等の財政支援を求めています>

- 学生一人あたりの公財政支出は、国立大学202万円に比べ、私 大はわずか16万円 13分の1
- 私立・国立・公立は、教育基本法などの法律では、同等の公教 育機関

→私大への公財政支出があまりに少ないため、私大生の学費負担 は非常に重くなってます。「私立・国立」同等の財政支援を求め ています。

●公財政支出における私立・国立間の格差



出典: OECD 「図表でみる教育」OECDインディケータ (2018年版) より作成 (2015年データ)

※公財政支出について、「日本 私立大学」は、『今日の私学財政(大学・短期大学編)』(平成28年度)「大学法人」の「事業活動収支計算書(大学部門)」の「経常費等補助金」と「施設設備補助金」の合計から「地方公共団体補助金」を除いて作成。「日本 国立大学」は、各法人の『財務諸表付属明細書』(平成27年度)における「運営費交付金債務」「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細(施設費の明細・補助金等の明細)」を合計し作成、「日本 私立大学」「日本 国立大学」の私費負担は家計負担。「私立大学」は、日本私立大学団体連合会「学生納付金等調査(平成27年度入学生)」より作成し、施設設備費等を含む。「国立大学」は標準授業料額。

※OECDのデータは各国通貨による算定結果を購買力平価 (PPP) で米ドル換算したものであり、その額に日本のPPPレート(103.45円)を掛けて円に換算した。

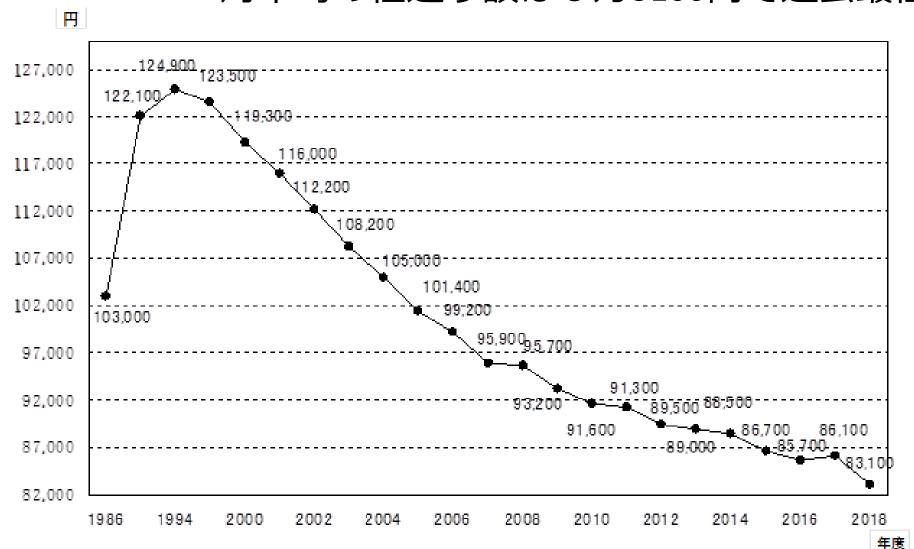
出典:日本私立大学団体連合会「令和元年度私立大学関係政府予算に関する要望(データ編)|

2. 私大の高学費と私大生の厳しい勉学条件

〈東京私大教連「2018年度 私立大学新入生の家計負担調査」からみる私大生の現状〉

- 「入学の年にかかる費用」が税込年収に占める割合は、自宅外 通学者は31.9%、自宅通学者は16.5%に達する。
- ・仕送り額は減少の一途。仕送り額から家賃を除いた1日当たり の生活費はわずか677円。過去最低を更新
- 入学費用を借り入れた家庭は17%で、借入額は、全体平均で 199万円。自宅外通学者は238万円、自宅通学者は166万円。
- →私大生を抱える各家庭の学費等の負担はもはや限界です

●「6月以降の仕送り額(月平均)」の推移 月平均の仕送り額は8万3100円で過去最低



<修学支援法(高等教育の修学支援新制度)の問題点>

- 所得中間層を切り捨て。支援対象となる学生の世帯年収を380 万円未満で線引きし、380万~600万円の低・中位所得者層は支援対象から除外。現行の授業料減免補助が後退する怖れ
- ・進学後の成績についても厳しい要件を課し、進学後の成績要件を満たさない場合は支援を打ち切り。「修得単位数が標準の6割以下」「GPA(評定平均)が下位4分の1」「出席率が8割以下」等の場合には大学が「警告」を行い、それを連続して受けた場合は支援を打ち切り、場合によっては支援した金額の返還を求めるとしている。

• 実務家教員を不自然なほど重視する「機関要件」

「実務経験のある教員」による授業科目が標準単位数の1割以上配置されていること、②学校法人の理事に産業界等の外部人材を複数任命していることなど。

• 冨山和彦氏(株式会社経営共創基盤CEO)の発言(2014年10月7日、文部科学 省の有識者会議)

「一部のトップ校を除いて、ほとんどの大学は職業訓練校になるべき」「文学部はシェイクスピア、文学概論ではなく、観光業で必要になる英語、地元の歴史、文化の名所説明力を身につける」「経済・経営学部は、マイケルポーター、戦略論ではなく、簿記・会計、弥生会計ソフトの使い方を教える」「法学部は憲法、刑法ではなく、道路交通法、大型第二種免許を取得させる」

→政府の経済政策に合致した大学と学問分野だけを優遇・選別し、日本の高等 教育の劣化を招くものです。

3. 教授会の自治を否定した2014年学校教育法の改悪

<学校教育法の改正は教授会を弱体化>

2014年6月20日に国会で可決・成立した「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(学校教育法改正)は、教授会の権限縮小と学長権限の強化をはかりました。

• 学校教育法の改正内容

学校教育法第93条「大学には、重要な事項を審議するため、教授会 を置かなければならない」を、「大学に、教授会を置く」に改定。

教授会の審議事項を制約し、教授会を「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」機関であることを法定化し、学長の決定権限を強化。

学校教育法改正に乗じた専断的運営①

<学校教育法改正と施行通知によって選挙規定が後退>

- ●A大学 理事会が2015年3月、「施行通知」を口実に学長選挙 制度を一方的に廃止
- ●B大学 学長・学部長選挙を廃止し、理事長・理事会の指名制に
- ●C大学 学長の選挙制度を廃止し、寄附行為に「学長・校長は 理事会が選任する」という条文を新設

組合が学長選挙の復活を要求して、闘われています。

学校教育法改正に乗じた専断的運営②

<機能別教授会>

●東京国際大学 施行通知が「教授会は、必ずしも学部や研究科単位で置かなければならないものではなく・教育課程編成委員会や教員人事委員会など機能別に組織される教授会など多様な在り方が考えられる」と記述していることを理由に、理事会が2017年5月に従来の各種委員会を「機能別教授会」とする規則改定を行い、入試の合否判定や教育課程の編成も含む重要事項が、学部教授会でほとんど審議されなくなった。

4. 私大理事会の不祥事と私立学校法改正

私立大学の不祥事は、理事長・理事会による不祥事。教職員組合と教授会は、不祥事を ふせぐ防波堤。

<私学法の不備を示した堀越学園事件>

堀越学園事件(群馬県高崎市)は、学生が在籍している創造学園大学等を設置する学校 法人に対して、文科省が初めて解散命令を下し、大学等が閉鎖され、私学関係者に衝撃を 与えた事件。

- 理事長(学長)による異常な法人運営・大学引き回し、財産私物化による財政破綻、学校債の濫発、社会的信頼の喪失
- 組合が指摘した粉飾決算書が事件の発端となった
- 理事会が機能を失う中で、19カ月間に及ぶ賃金未払いの状態で学生の転学、卒業を確保 した教職員(組合)

⇒2014年私学法改正へ

• 私学法の不備がもたらした事件だが、抜本的改正はせず、処分の細分化、段階化をした のみ

<不祥事をなくすためには、情報公開と学内の民主主義しかありません>

日本私大教連「私立学校法改正案」

- 公教育を担う機関にふさわしいルールを確立し、不適切な管理運営や不祥事を一掃することが求められている。
- 国の管理統制の強化や恣意的な無責任な「行政指導」ではなく、公 教育機関にふさわしい基本的ルールを私立学校法でしっかり定めて、 学校法人の公共性を高めること(民主化)が必要

公益法人なみの公共性を担保する

・公益法人制度改革(2013年度施行)を反映していない私立学校法

<2019年私立学校法改正>

- 財政公開、役員報酬の支給基準を整備、役員の責任の明確化、監事の牽制機能の強化、など
- 理事会による大学への介入の危険性があった条文(24条・45条の2)について、附帯決議と政府答弁をかちとる
- 「学校法人と私立大学の権限・関係を定めた法律はない」「理事会が大学の教育・研究の個別の内容について決定できるようにするものではない」等の重要な政府答弁を引き出しました。
- 衆・参両院で附帯決議が採択

「学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては・・学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないよう、特段の注意を払うこと」

〈公共性を担保できる学校法人制度の確立が、教育・研究の質の向上のために必要〉

- 公益法人なみの公共性を担保するにはさらなる私立学校法の改正が必要。(監事の選任方法、評議員の議決機関化など)
- 学校法人のあり方が、大学の自治と民主主義のありように決定 的に影響している。学校法人の公共性を担保させることが、自 治と民主化の条件です。
- 私立学校法を正しく改正することが、日本の大学の主要な設置 形態(学生数で75%、学校数で82%)である私立大学の教育・研究の質を高めていくためには必要。

※最近発表した声明など

- 東京私大教連中央委員会「英語民間試験導入の即時中止を求める声明」(2019年10月7日)
- 東京私大教連「修学支援法施行に伴う緊急要望書」(2019年11月1日)

